# 赤穂ブランド育成支援モデル事業

赤穂ブランドの確立をはかることを目的として、市内で生産又は水揚げされる個性・特長のある農林水産物及び当該農林水産物を主原料とした加工品等の生産量並びに販路の拡大、商品の開発、経営の強化を目指す取組を支援します。

## 1. 補助対象者

(1)農業協同組合 (2)漁業協同組合又はその組合員 (3)農林漁業者等5人以上で構成され、その3分の2以上が農林漁業者等である団体 (4)認定農業者 (5)認定新規就農者 (6)地域計画の中心となる経営体 (7)総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の認定者 (8)その他市長が適当と認める者

## 2. 補助対象経費·補助率等

事業区分	補助対象経費	補助率等
生産量の拡大	加工機械、生産機材の購入費、新規栽培(飼養)者講習	補助対象経費の1/2
	会、視察研修会の開催経費、栽培(飼養)管理技術の実	ただし50万円を上限
	証に係る経費	とする。
販路の拡大	専門家等の指導助言に係る経費、商談会等への参加費、	
	PR イベントの企画及び実施に要する経費、販促ラベル及	
	びパンフレットの作成並びに広告媒体に係る経費	
商品の開発	試作研究に係る経費(材料費、委託加工費等)、新規作	
	物の種苗代、専門家等の指導助言に係る経費、調査研究	
	に係る経費、技術取得講習会の受講料等、商品の成分等	
	分析経費、包装資材、デザイン費、ブランドに資する品	
	評会、コンテスト等への出品料	
経営の強化	専門家等の指導助言に係る経費	

※交付申請は同一申請者にあっては同一年度1回、通算3回を限度とする。

## 3. 書類提出の流れ

#### 補助金交付申請書

(1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)その他市長が必要と認める書類

交付決定

#### 補助事業実績報告書

(1)事業実績書 (2)収支決算書 (3)その他市長が必要と認める書類

補助金額確定

補助金請求書

【お問い合わせ先】

赤穂市産業振興部 農林水産課農林水産係 43-6840